

平成 26 年 4 月 21 日

受益者の皆様

国際投信投資顧問株式会社

「トルコ債券&株式ファンド 2012-09」繰上償還(信託終了)(予定)のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび弊社では、単位型証券投資信託「トルコ債券&株式ファンド 2012-09」(以下「当ファンド」といいます。)につきまして、平成 26 年 6 月 30 日(月)をもちまして繰上償還(信託終了)を実施させていただく予定ですのでお知らせします。

この繰上償還(信託終了)につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」および当ファンドの信託約款の規定に従い、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を実施する予定です。

何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 繰上償還(信託終了)を実施する理由について

現在、当ファンドの受益権の口数は著しく減少し 328,440,081 口(平成 26 年 3 月 31 日現在)と、運用の基本方針に則った運用に支障が生じる可能性が高まってきております。

また、当ファンドの信託約款では、受益権総口数が当初設定の 10 分の 1 または 10 億口を下回る場合には繰上償還できる旨規定されております。

当ファンドは追加設定ができないため、受益権の口数はこれ以上増加しないことから、繰上償還(信託終了)することが受益者にとって有利であると判断し、「投資信託及び投資法人に関する法律」および当ファンドの信託約款に基づき繰上償還についての書面決議を行うことといたしました。

2. 繰上償還(信託終了)の日程について(予定)

①書面決議の対象受益者の確定日	平成 26 年 4 月 22 日(火)
②書面による議決権の行使の期限	<u>平成 26 年 5 月 15 日(木)の弊社到着分までを有効とさせていただきます。</u>
③書面決議の日	平成 26 年 5 月 16 日(金)
④反対受益者の買取請求期間	平成 26 年 5 月 17 日(土)から 平成 26 年 6 月 5 日(木)まで
⑤繰上償還(信託終了)(予定)	平成 26 年 6 月 30 日(月)

3. 諸手続きについて

上記の繰上償還(信託終了)について書面決議を実施いたします。平成26年4月22日(火)現在の当ファンドの受益者の皆様に対して、後日、繰上償還(信託終了)に関するお知らせをお取引の販売会社から送付させていただきます。書面決議のお手続きの詳細につきましては、そちらをご参照ください。

書面決議は、平成26年4月22日(火)現在の議決権を行使できる受益者の皆様の半数以上が賛成され、かつ賛成の意思表示をされた受益者の皆様が保有される議決権数が、議決権を行使できる受益者の皆様が保有される議決権数の3分の2以上の場合に可決されます。

また、平成26年5月16日(金)の書面決議にて否決された場合には、今回の書面決議の提案による繰上償還(信託終了)は行いません。この場合、その旨を本決議後、速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

(書面決議の結果は、平成26年5月16日(金)(書面決議の日)以降、弊社のホームページ(<http://www.kokusai-am.co.jp>)または以下のお問い合わせ先にてご確認ください。)

4. お問い合わせ先

本件についてご不明な点等がございましたら、下記の国際投信投資顧問株式会社の照会先までお問い合わせください。

《国際投信投資顧問株式会社 コールセンター：0120-759311》
受付時間：営業日の9:00~17:00

以上